

JBS フラッシュニュース

インド 新型コロナウイルス対応に関する速報 Vol. 3

お問い合わせ先

(EY India JBS)

山口 哲男

飯田 亮也

深尾 淳一

出利葉 大輔

猪野 晶

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

ryoya.iida@in.ey.com

junichi.fukao@in.ey.com

daisuke.lideriha@in.ey.com

aki.ino@in.ey.com

内容

各位

3月24日、モディ首相は新型コロナウイルスに関する演説を行い、25日0時から3週間にわたってインド全土においてロックダウンを行う旨発表し、インドに滞在する全ての人々に対して自宅又は滞在先に留まるよう呼びかけました。こうした動きを受けてインド政府は、企業活動の支障を軽減すべく、税務、会社法等のコンプライアンスの期限延長等の施策を発表しております。

1. TDSおよびTCSに関する軽減または免除証明書の適用期限の延長
2. PM CARES基金への拠出金の扱いについて
3. インド証券取引所(SEBI)による重大な株式取得に関するコンプライアンスの緩和
4. 会社法関連: DIR-3 KYC, DIR-3 KYC & ACTIVE Form INC-22Aの提出期限の延長
5. LLPコンプライアンスに関する緩和
6. 新型コロナ対応に関する税制の法制化

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。

1. TDSおよびTCSに関する軽減または免除証明書の適用期限の延長

31 March, 2020

新型コロナウイルスは、インドを含む世界中で混乱を引き起こしています。インドのニルマラ・シタラマン財務大臣は、インド所得税法に基づく税務コンプライアンス事項に関して納税者の困難を軽減すべく、2020年3月24日に法令コンプライアンスの負担を軽減するための一定の措置を発表しました。

混乱は、ビジネスにとどまらず、納税者が税務当局に申請した各種申請の処理の遅れにも及んでいます。源泉徴収税であるTDSおよびTCSに関して、税率の軽減または免除を行う証明書の発行の遅れが一例として挙げられます。

3月24日の発表に続いて、直接税当局(CBDT)は、当該問題に対処すべく、既存の証明書の有効期限の延長および新たな申請手続きについての通達を発行しました。

通達の詳細は以下の通りです。

- a) 納税者が財務年度(FY)2019-20年度に受領したTDS/TCSに関する減免の証明書(2019-20証明書)またFY2020-21年度の証明書取得(2020-21証明書)に向けての申請が税務当局のポータルで行われている場合、2019-20証明書は2020年6月30日まで、または2020-21証明書の申請受理のいずれか早い方まで有効とする。
- b) 納税者が2019-20証明書を取得している一方で2020-21証明書の申請をまだ行っていない場合は、2019-20証明書は2020年6月30日まで引き続き有効とされる。しかしながら、当該納税者は、2020年6月30日以前または正常化のいずれか早い時期に、(税務当局ポータルを通じた通常のプロセスの代わりに)電子メールによる申請を行うことが必要とされる。
- c) 2020-21証明書の申請を行っておらず、2019-20証明書も取得していない納税者は、電子メールで所定の書類を提出することにより2020-21証明書の申請を行うことが必要です。
- d) インドに恒久的施設(PE)を有する非居住者(外国会社を含む)で、上記(a)または(b)に該当しない場合、2020年6月30日までの支払いまたは申請の処理のいずれか早い方の時点で、源泉税10%が適用されます。

上記(b)及び(c)の場合、納税者による申告及び税務当局による証明書の発行は電子メールで行われます。電子メール証明書は、税務当局が指定する2020年6月30日またはその他の日付(2020年6月30日以前)まで有効です。

2. PM CARES基金への拠出金の扱いについて

28 March, 2020

企業省(MCA)は、2020年3月28日付の覚書にて、PM CARES基金*への拠出はインド会社法に基づくCSR支出に該当することを明確にしました。

今回発表の主要なポイントは以下の通りです。

- COVID-19のようなあらゆる種類の緊急事態または遭難事態の被災者を救済するために、PM CARES基金が設立されている。
- PM CARES基金への拠出金に対する企業のCSR支出は、インドにおける新型コロナ(COVID-19)対応もCSRIに該当する活動である。
- 企業各社は、会社法のスケジュールVII (viii) に明記されている活動として、COVID19の活動に関連してCSR資金を支出することができる。また当該支出は会社法におけるCSRとして取り扱うことが認められる。

尚、2020年3月31日以前のPM CARES基金への拠出は、インド所得税法80Gの対象として免税措置の対象となります。2020年4月1日以降については、既存の税制スキームを選択した企業のみが免税の恩恵を受けることが可能です。

* PM CARES基金は、Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fundの略号です。

詳しくは企業省覚書をご参照ください。

3. インド証券取引所(SEBI)による重大な株式取得に関するコンプライアンスの緩和

27 March, 2020

インド証券取引委員会は、新型コロナ(COVID19)騒動への対応として、コンプライアンス期限の一時的緩和を発表しました。

本件に対する開示期限は6月30日まで延長されました。

詳細は[こちら](#)を参照願います。

4. **会社法関連: DIR-3 KYC, DIR-3 KYC & ACTIVE Form INC-22Aの提出期限の延長** 31 March, 2020

企業省(MCA)は、コンプライアンス未順守の企業および取締役番号(DIN) 保有者に対し、ACTIVE Form INC-22A / Form DIR-3 KYC / Form DIR-3 KYC の提出に関するコンプライアンスについての情報を当局ウェブサイトに掲載しています。2020年4月1日から9月30日までの期間に申請が行われた場合、申請遅延に対するフィーは免除されます。

尚、今回の主な発表内容の詳細は[企業省HP](#)を参照願います。

5. **LLPコンプライアンスに関する緩和** 30 March, 2020

企業省(MCA)は、2020年3月30日付の通達にて、LLP(Limited Liability Partnership)に関するコンプライアンスの軽減措置として、LLP Settlement Scheme 2020の修正を行いました。尚、当修正スキームは2020年4月1日から9月30日の間有効です。

尚、修正スキームの詳細は[企業省通達](#)を参照願います。

6. **新型コロナ対応に関する税制の法制化** 1 April, 2020

インド政府は2020年3月31日付にてthe Taxation and Other Laws (Relaxation of Certain Provisions) Ordinance, 2020 を発令しました。

これは3月24日にシタラマン財務大臣が発表した直接税関連のコンプライアンス期限の延長や企業省が発表したPM CARES 基金への拠出に対する税務恩典等の各種施策について法制化を行うものです。基本的にはこれまでの発表内容に沿った事項についての法制化ですが、SEZに対する税務恩典の終了期限が2020年3月31日から6月30日への延長等の内容も盛り込まれています。

詳細は[EY Tax Alert](#)を参照願います。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata – 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。